(国土交通省)

								<u> </u>
制	度 名	民間都 措置の	市開発推進機 拡充	機構の行う	業務を収益	事業の範囲	から除外する	5特例
税	目	法人税						
要		•						
望	民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)が、 法に基づく都市再生事業支援業務又は都市再生整備事業支援 金銭貸付業を収益事業の範囲から除外する。							
Ø	污	【関係条文】 法人税法第2条第13号 法人税法施行令第5条第1項第3号チ						
内								
容							▲ 313 百 (— 百)	万円 万円)
	(1)	政策目的						
新	E	と 都機構が、	都市再生特別	引措置法に	基づく都市	ī再生事業支	援業務又は都	8市再
設	生	&備事業支援	爰業務におい 注調達の円滑(1	て行うメサ	『ニン支援業	終を通じて	、優良な民間	
拡	(2)	施策の必要	性					
充	果も	非常に大き	は、事業その く、政策的必	必要性の高	いものだが	、一般的に即	尺間金融機関	から
又			○採算性のリス ♪のとなってレ					
は	_	んめられるもれるといる。		いるため、	公的饭房。	よる又抜どう	ミ心 し、 これ	· 在 作用
延			f成長戦略を聞いて、民間st					
長	ドル	レリスク資金	全供給の円滑イ 、平成 23 年	上など安定	的な金利に	こよる長期的	な資金調達る	を支援
を	再组	E整備事業支	援業務(メサ	デニン支援	業務)が創	設されている	5.	
必	ど特	持に公益性の	爰業務の支援を)高いものに	限定される	らとともに、	支援の範囲	も公共施設等	手整備
要			ており、この。 年度以降、メ					†上が
٤			ニン支援業務に いて、非課権					
す		りものである			~ / J/A/1/10 C		〒~ □ ~ 木1	
る								
理								
由								

		政策体系における政策目的の	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する
		位置付け	都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与するととも
	^	政 策 の 達成目標	に、経済波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発事業を着 実に促進する。 → 民間都市開発誘発計数 16.0倍(5年間の平均値)
	合 理	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置
今回		同上の期間 中 の 達 成	都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与するととも に、経済波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発事業を着 実に促進する。
回 の		目標	→ 民間都市開発誘発計数 16.0倍(5年間の平均値) 金融機関の不動産業への融資態度の改善を受け、民間主体を通じた資金調達が積極的に行われたこと等により、20人方子で
要		政策目標の 達 成 状 況	単年の実績値では 25.1 倍、平成 19 年度から平成 22 年度までの 平均では 15.9 倍となっている。 民間主体の資金調達環境は改善傾向にあるが、外部要因である経済状況や金利環境の変化が不透明であることから、今後も 平均 16 倍を達成すべく取り組む。
望に		要望の	(適用件数) 1件
関	有効	安宝の 措置の 適用見込み	(減収額) 平年度 313 百万円 (適用事業者) 民都機構
連す	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置により民都機構が行う都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務の公益性にかんがみ、これらの業務が非課税となることにより、民都機構による金融支援を円滑に実施することが可能となる。
る事項		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措	 法人住民税(地方税法第24条第5項、第9項、地方税法施行令第7条の4、地方税法第294条第7項、第9項、地方税法施行令第47条、地方税法第734条第1項) 事業税(地方税法第72条の5第1項第2号、第4項、地方税法施行令第15条、地方税法第734条第1項) 事業所税(地方税法第701条の34第2項、地方税法施行令第56条の
	相	,,	22)
	当 性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	都市再生特別措置法に基づく都市再生事業支援業務及び都市 再生整備事業支援業務の財源に充てるため、政府保証枠 600 億 円(政府保証債 300 億円、政府保証借入 300 億円) を平成 24 年 度予算として要求している。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記予算措置は、民都機構が優良な民間都市開発事業に対して金融支援を行うために民間金融機関からの資金調達を確実に行うためのものであり、本措置は、調達した資金の貸付けを収益事業から除外するものである。

	要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置は、我が国の活力の源泉である都市における民間 都市開発事業の中でも特に公益性の高い事業に対して都市再生 事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務を実施する民都機 構に限って適用されるものであり、都市再生、地域再生等の推 進という政策目的のための手段として、的確かつ必要最小限の 措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	これまで民都機構が行う参加業務(85 件)、土地取得・譲渡業務(227 件)、融通業務(342 件)、都市再生支援業務の一部(8 件)等に関して収益事業から除外する措置が講じられ、それぞれ優良な民間都市開発事業の推進に寄与してきたところ。
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	民都機構の業務が非課税とされ、優良な民間都市開発事業に対する円滑な支援が実施されてきたことにより、その実施が促進され、良好な市街地の形成と都市機能の増進が図られてきた。 なお、民間都市開発誘発計数は、平成22年度単年の実績値では25.1倍、平成19年度から平成22年度までの平均では15.9倍となっており、民都機構が円滑な支援を実施することにより、民間資金を着実に呼び込むことを通じて、優良な民間都市開発事業の立上げを促進することをもって、地域の活性化を推進している。
	前回要望時 の達成目標	優良な民間都市開発事業を施行する民間事業者の資金調達の 円滑化を図り、その立上げを促進することをもって、地域の活性化を推進する。
に関連する事項	前回要望時 からの送目標 に達してい ない場合の 理	民間都市開発誘発計数は、平成22年度単年の実績値では25.1倍、平成19年度から平成22年度までの平均では15.9倍となっており、民都機構が円滑な支援を実施することにより、民間資金を着実に呼び込むことを通じて、優良な民間都市開発事業の立上げを促進することをもって、地域の活性化を推進している。
•	までの 『経 緯	新規